

久納会計FAXニュース

年末調整について(訂正再送版)

平成24年11月21日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今回のFAXニュースでは年末調整について取上げていきたいと思えます。年末調整は、役員、従業員の毎月の給料から源泉徴収した所得税の年間の合計額と、その人の年税額を一致させる精算の手続きです。ここ数年の税制改正で所得税、年末調整に関するものがいくつかありますので、改正点を中心に解説していきます。

昨年と比べて変わった点

①生命保険料控除の制度改定

生命保険料控除の対象となる保険の種類に「介護医療保険料」が追加されました。介護医療保険料とは、入院・通院費などの医療費等の支払いの保障を内容とする保険契約に基づいて支払った保険料をいいます。介護医療保険料の追加とともに所得控除限度額についても見直しが行われ、これまでは一般の生命保険料（死亡保険など）、個人年金保険料（一定の年金保険など）それぞれの支払額に応じて5万円ずつ、計10万円までを所得の金額から控除することができました。これが介護医療保険料の追加により、一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料につきそれぞれ4万円、計12万円までが所得の金額から控除されることになりました。保険の種類が追加された分、控除できる金額の合計は増えましたが、それぞれの保険についての個別の控除限度額は引下げられた格好になります。

この新しい制度は、平成24年1月1日以後に契約した保険契約について適用されます。一方、平成23年12月31日以前より契約していた保険については、これまでどおり一般の生命保険契約、個人年金保険がそれぞれ5万円、計10万円までが所得の金額から控除されます。

問題となるのは、新契約と旧契約の両方の保険料を支払っている場合です。この場合、旧契

約だけを利用する方法と、新旧両方の契約を利用する方法のいずれか有利な方を選択することになります。紙面の都合上計算方法は割愛しますが、例を挙げると次のようになります。

- ① 一般の生命保険料について、旧契約70,000円、新契約50,000円を支払った場合
旧契約のみで計算 … 42,500円（有利）
新と旧両方で計算 … 40,000円
- ② 一般の生命保険料について、旧契約30,000円、新契約10,000円を支払った場合
旧契約のみで計算 … 27,500円
新と旧両方で計算 … 37,500円（有利）

ご自身が契約している保険が新契約か旧契約か、また、一般か、介護医療か、個人年金かは、毎年保険会社から送付されてくる生命保険料控除証明書で確認します。旧契約と新契約計算方法のうちどちらが得になるかは、契約の内容により得になる場合と損になる場合と両方ありますので一概には言えませんが、新制度と旧制度が混在するため、控除額の計算が複雑になったことだけは確かです。

②納期の特例を受ける場合の納付期限の統一

納期の特例の承認を受けている事業者が7月から12月までの間に支払った、給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

源泉所得税の納付は毎月納付が原則ですが、小規模事業者については、源泉所得税の納付を半期に1回、納期限を7月10日と1月10日とする特例が認められています。この特例を受けた場合はさらに、申請により1月10日の納期を1月20日まで延長することができました。これは年末調整の事務負担を考慮したものだと思います

が、平成24年3月の改正で、半期ごと納付の場合の元々の納期限が1月20日に統一されたため、申請の制度自体が廃止されました。なお、7月10日の納期限はこれまで通りであり、納付の特例を受けていない事業者、つまり毎月納付の事業者の納期限は、1月10日で変更ありません。

③自動車通勤者の通勤手当の非課税限度額改定

マイカーなどを使用して通勤する人の通勤手当について、運賃相当額が距離比例額を超える場合の、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止とされました。

役員・従業員に支給する給与のうち、通勤手当については一定の金額までは非課税とされ、所得税がかかりません。非課税となる通勤手当の額は、マイカー通勤の場合、通勤距離に応じてその金額が定められていますが、従来は通勤距離が片道15キロ以上の場合、通勤距離に応じて定められる「距離比例額」と公共交通機関で通勤した場合の定期券代など「運賃相当額」とのいずれか高い額が非課税となり、この非課税限度額を超える金額が所得税の課税対象となっていました。

しかし、自動車等を利用して通勤する場合の非課税限度額について改正が行われ、平成24年1月以後に支払う通勤手当については、非課税限度額を通勤距離に応じた距離比例額でのみ判断することになりました。例えば、マイカー通勤の人で通勤手当の支給額が32,000円、運賃相当額は30,000円、距離比例額は24,500円だったとします。今までは運賃相当額の方が高いため、30,000円が非課税限度額となり、2,000円が給与課税の対象となっていました。今後は距離比例額しか適用することができないので、非課税限度額は24,500円となり、限度額を超える7,500円は課税の対象となります。

復興特別所得税が導入されます

今年の年末調整には直接関係してきませんが、平成25年分の所得税から復興特別所得税が導入されます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる個人の所得税の額の

2.1%相当額が「復興特別所得税」として所得税に加算されることになります。給与計算で注意しなければならないのは、源泉所得税の計算です。平成25年分からの「源泉徴収税額表」が復興特別所得税を含んだものに変更されていますので、平成25年1月分からの給与計算を行う際には古い税額表をお使いにならないよう、注意して下さい。

扶養控除について

扶養家族に該当しない人を扶養家族として申告してしまい、あとから税務署の通知によって税金を追徴されるケースが毎年散見されます。例えば、大学生のお子様がアルバイトを始められ年間給与の額が扶養の範囲を超えてしまったとか、年金収入が一定額以上あるのに間違えて扶養家族として申告してしまった場合などです。

扶養家族になれる人とは、所得者と生計を一にする配偶者又は親族で合計所得金額が38万円以下の人をいいます。パート収入だけの場合年間の給与が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下となり、扶養家族に該当します。公的年金収入のみの場合は①65歳以上の人は年金収入が158万円以下 ②65歳未満の人は年金収入が108万円以下であれば扶養家族となります。給与も年金ももらっている場合には上記のような簡便計算はできないので、それぞれの収入について所得金額を算出して、その人の合計所得金額を計算しなければなりません。また、株式を売却して利益が発生した場合や配当金があった場合にも注意が必要です。確定申告で申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等の金額は、扶養家族の判定上所得に含まれます。

そのほかの収入についても扶養家族の判定に影響してくるものがありますが、複数の収入があった場合の扶養家族の判定については難しいことも多いため、遠慮無く当事務所担当者にお問い合わせ下さい。

以上